

国策民営事業がもたらす企業者の思考停止

1. 国策民営事業

原発事業は「国策民営」で推進された。

電力会社の市場は地域独占であり、商品の良し悪しや利便性といった経済上のメリットによって収入が上下するわけではない。政府が税金を課すのと同様に、政府の認可行為として、上位の監督機関の裁量によって売価が決まり、収入が決まる。つまり、消費者は支払額に対して交渉力を持っていない。

原子力事業を推進するかどうかは「国策」つまり、政府の意思によって決定される。その運営民間企業である電力会社に委託されている。しかし、料金は政府との協議によって決めるというルールに委ねられているから、電力会社が主導権を握っているわけではない。

2. 電力単価のごまかしと接続拒否

原発の電力コストは安いと、政府と既存電力業界は強く主張していたが、福島原発事故以後、様々な検証がなされて、バックエンドコストや政府が負担している電源3法の交付金などの間接費、さらには事故時の巨大な賠償費用が含まれておらず、さらに原発をベースロード電源として他の発電手段よりも稼働率を高く計算しての話であることが分かってきた。その結果、今や、再生エネルギーによる発電コストよりも劣ることが分かってきた。

しかし、後発の再生エネルギーに接続拒否をして稼働率を下げたり、接続のために新たな蓄電池や送電線費用を負担させたりして資本費を過剰に負担させるとか、さらには原発事故の賠償費用負担も再生エネルギー電力費用に上乗せするという手段まで用いて、原発に有利な運用までしている。

これらの虚偽説明が、たとえば政府の「エネルギー基本計画」の前提に堂々と記載されているのは、一重に国策で原発を推進しているからである。

3. 企業経営の自立性喪失

東芝が、不当なのれん代を払ってウェスチングハウスを買収し、アメリカの原発建設やプロジェクト経営に乗り出した動機には、経産省官僚の強い政策意思が働いていた。このように東芝に当時世界の主流であったPWRの技術を持たせて、政府が東電や国際協力銀行などの支援体制を整えて「2015年までに39基」の原発輸出を実現する、と豪語してい

た。「経産省が脚本を書き、東芝、東電が踊る国策民営の『原発輸出』は、表向き順調に進んでいるように見えた」¹

2011年4月、当時、東芝の会長だった西田厚聰は「東日本大震災後の復興で東芝にできることは何か」という私の質問に、こう答えた。

「企業は実行部隊ですから。まずは国が方針を決めてくれなくては。国が方向を示してくれば、スマートシティだろうがエコシティだろうが、お望みのものを作って見せますよ」

土光は自分の頭で考え、自分の責任で「原子力」を選んだが、土光と同じ経団連会長を目指した西田は、「決めるのは国、実行するのは自分たち」と言う。

土光亡き後の東芝は、自分の頭で思考することをやめ、盲目的に「国策」に従って日本の原子力産業を牽引してきた。東芝は、日本の電機業界の中でもっとも国に忠実な企業だった。

東芝が経営危機に陥った原因は、まさにそこにある。土光が握っていた会社の操縦桿を、西室や西田は国に預けてしまったのだ。(中略)

官僚が企業の経営に介入することの最大の問題点は、官僚の匿名性にある。官僚とは国家試験に合格した公務員であり、国民に選ばれた議員や株主に選ばれた企業の取締役のように、結果責任を問われない。すでに東芝の歴代3社長と2人の財務担当役員は、古巣の東芝から総額32億円の損害賠償を請求されている。議員の失政が明らかになれば、落選する。

しかし、官僚は犯罪や不祥事を除けば、どんな失敗をしても個人の名前で責任を問われることがない。「国のため」と言いながら無責任に大きな絵を描き、失敗のツケは企業や国民に押し付ける。東芝という140年の歴史を持ち、19万人の雇用を抱える名門企業を吹き飛ばしたのは、紛れもなく「原発輸出」という「国策」である²。

4. 東電経営者の当事者意識欠如

国策民営といえども、原発設備の所有権は電力会社にあり、運転も事故時の対処も電力会社の義務である。にもかかわらず、3.11原発事故の際に、東電経営者たちは、事故対処の責任が自分たちにはなくて政府が意思決定するものだと思っていたらしい。

3月12日午後1時に1号機の建屋が水素爆発した。しかし、原子炉そのものに注水して内部を冷却する方針は変わらなかった。冷却用の真水は底をつき、午後7時4分からは海水を注入し始めた。7時20分ごろ、首相官邸に詰めていた武黒フェローから吉田所長に電話がかかってきて、海水注入をしているのかどうかを尋ねた。武黒氏は言った。

¹ 大西康之『東芝 原子力敗戦』2017年、p.46

² 大西康之、前掲書、p.213-214

「おいおい、やってんのか。すぐ止めろ」

武黒はかつて原子力部門のトップも務めた大先輩だ。今の状況を見れば、原子炉を一
刻も早く冷やさなければならぬことぐらい、誰よりも理解しているはずだった。

「何ですか」

吉田は食ってかかった。だが武黒の反応はそれ以上に激しかった。

「おまえ、うるせえ。官邸がグジグジ言ってるんだよ」(中略)

海水注入を巡っては、事故発生から2カ月余りたった5月、マスコミ各社が政府筋
や政府関係者の話として「首相の指示で注水一時中断」と大々的に報じた。自民党は
首相の過剰介入だと追求し、後の政権交代で首相に返り咲く安倍晋三も「万死に値す
る」と菅を激しく批判した。

「海水だろうと何だろうと水を入れなきゃならないのに、おれが注水を止めるはず
がないでしょ」

菅はそう説明するが、現場指揮官の吉田は海水注入の中断指示を「官邸の意向」と
解釈した³。

武黒氏は、原発の専門技術者として東電副社長を務めていた人である。現在行われてい
る東電刑事裁判で、原発事故発生 の責任を問われている当時の東電経営者 3 名の内の一
人である。長年原発の業務に携わってきた技術部門のトップも務めた武黒氏はなぜ専門
家としての知見を発揮しなかったのか。技術専門家が自分の意見形成をしないで、素人の
政治家が「海水を注入して問題がないのか」と疑問を呈したら、技術者としての専門知識
をフルに発揮して、素人を納得させるのが通常の専門家の態度である。どうして質問を命
令のように受け取って、注水を止めなければならないと考えたのだろうか。政治家の安倍
議員が、首相として責任を負っている人物が、近隣住民に放射能が広がる事態を懸念して、
「それで問題ないのか」と念押しすることを不当だとなじったのはどうしてなのか？

東電の経営者たちが、政治家の質問の如何にかかわらず、海水注入を速やかに行うとい
う意思決定を曲げようとしたことにこそ、大きな刑事責任がある。

政府責任者が質問したことに、東電の技術系経営者がきちんと専門家としての意見を
言わずに、消極的な付度姿勢に陥ってしまったことは、当事者としての責任観念がない証
拠であり、危険な組織の運転を託された原発運営会社としての資格はないと考える。

専門技能に基づく責任の重さは、地位の上下によって変わることはない。明治維新から
間もない明治4年、渋沢栄一は30代前半で大蔵省の中堅官僚であった。維新の元勳であ
る西郷隆盛が彼の私宅を尋ねてきた。相馬藩の陳情を斡旋する目的であった。江戸末期に
二宮尊徳が相馬藩に聘せられて、「興国安民法」という経済政策を案出し、同藩はそれを

³ 高橋秀樹『全電源喪失の記憶 証言・福島第一原発 日本の命運を賭けた5日間』新潮文庫、2018年、pp207-210

忠実に行ったので繁盛するようになったという経緯がある。明治新政府は、全国共通の財政改革を行う方針であり、相馬藩の「興国安民法」も廃止の方針であった。

西郷公は私に向かわれ、かくかくしかじかの次第ゆえ、折角の良法を廃絶さしてしまうのも惜しいから、渋沢の取り計らいでこの法の立ち行くよう、相馬藩のために尽力してくれぬか、と言われたので、私は西郷公に向かい、「そんなら貴公は、二宮の興国安民法とはどんなものか御承知であるか」と御訊ねすると、「ソレハ一向に承知せぬ」とのこと。「どんなものかも知らずに、これを廃絶せしめぬようにとの御依頼は、甚だ持って腑に落ちぬわけであるが、御存知なしとあらば致し方がない、私から御説明申し上げよう」と。その頃すでに、私は興国安民法について充分取り調べてあったので、詳しく申し述べることにした。(中略)

西郷公は、私がかく詳細に二宮先生の興国安民法について、説明する所を聞かれて、「そんならそれは入るを量りもって出るをなすの道にも適い、誠に結構なことであるから、廃止せぬようにしてもよいではないか」とのことであった。よって、私はここで平素自分の抱持する財政意見を言うておくべき好機会だと思ったので、如何にも仰せの通りである。(中略)国家のために興国安民法を講ずるが、相馬藩における興国安民法の存廃を念とするよりも、さらに一層の急務である。西郷参議におかれては、相馬一藩の興国安民法は、大事であるによってぜひ廃絶させぬようにしたいが、国家の興国安民法はこれを講ぜずに、そのままに致しおいても差し支えないとの御所存であるか、承りたい。苟も一国を双肩に荷われて、国政料理の大任に当らるる参議の御身をもって、国家の小局部なる相馬一藩の興国安民法のためには御奔走あらせられるが、一国の興国安民法を如何にすべきかについての御賢慮なきは、近頃もってその意を得ぬ次第、本末転倒の甚だしきものであると、切論いたすと、西郷公はこれに対し、別に何とも言われず、黙々として茅屋を辞し帰られてしまった。維新の豪傑のうちで、知らざるを知らずとして、毫も虚飾の無かった人物は西郷公で、実に敬仰に堪えぬ次第である⁴。

専門家はかくありたいものである。

5. 技術系素養のある首相が存在した偶然

ついでに筆者の感想を一言加えたい。事故発生時の首相が、東京工業大学で応用物理学を学んだ菅直人氏であったことは、日本の国にとって大変幸いな偶然であったと思う。高い素養をもって原発のことを理解でき、責任を持って難局に当たる人物を求めて現場へ急行し、また信頼できる司令組織を構築するために東電本社へ乗り込むという果敢な働

⁴ 渋沢栄一『論語と算盤』角川ソフィア文庫、2008年、pp.198-200

きをされたことを筆者は高く評価する。既存組織で働く政府官僚や規制組織の幹部や東電の経営者が難局に責任を持って働く意思が薄弱なことを見て取って、信頼できる司令塔を構築するために憎まれ役を厭わず走り回ったのであった。3月15日午前5時35分、菅首相をはじめ、海江田大臣、福山内閣官房副長官、スタッフを乗せた車の車列が首相官邸を出た。東電本店にはあつという間に着いた。

一行は、2階の非常時災害対策室に通された。

そこに映る大きなスクリーンを背に、椅子が並べられ、真ん中に菅の席が用意されていた。(中略)

東電では、部課長級の社員は全員、ここに集合するよう社内放送があった。

「何が起こったんですか」

技術・復旧班の一人が、官庁連絡班の担当に聞いた。

「菅総理がわれわれを激励に来られます」

そんな答えが返ってきた。(中略)

対策統合本部の設置についてもすんなり「合意」で決まった。(中略)

正面には東電経営陣の席があり、勝俣、武藤らはもう着席している。

細野が「それでは、総理、御着席いただいて……」と促したが、菅は、立ったまま、真正面に座っている武藤をにらみつけ、怒鳴り上げた。

「君たちは、一体、状況がわかっているのか」

「こんなにいっぱい人がいるところじゃ、物事は何も決まらないぞ！ いったい何をやっているんだ！」

200人以上の人がいるところに通されるとは菅は予想していなかった⁵。

こんな経緯で、頼りない東電本店によろやく〈統合対策本部〉という司令塔が設立されたのであった。外野の評論家は酷評していたが、菅首相が自ら責任の中心に立って、とにかくにも求心力を維持したことに敬意を表する。

6. 〈朝日新聞誤報問題〉の本質

朝日新聞は、2014年5月20日に、政府事故調の「吉田調書」をスクープして、3月15日に運転員650名が福島第2原発へバスで避難したことは、吉田所長の指示とは違っていたことを報じた。それが「誤報である」とバッシングされて、ついに朝日新聞社が謝罪会見をし、社長が交代するという騒ぎになった。これを「原発放棄」というか、「運転員たちが避難したことは人権上当然の権利だ」というか、様々な意見がある。

事故進展中の3月14日夕方、2号機の冷却手段が尽きて、格納容器の圧力が上がり、

⁵ 船橋洋一『カウントダウン・メルトダウン』文春文庫、2016年、上 pp.399-401

運転員たちの人命の危険もありうる事態になった。東電の清水社長は、官邸に出かけて大臣たちに運転員たちの退避を認めてくれるよう懇願した。しかし、伝えられている限りでは、運転員たちが何人退避して、その後原発はどういう状況になり、周辺住民の被ばくがどうなるかといった総合的見通しを、清水社長が原発運転の専門会社の社長として述べたという報道はない。ただ、運転員の安全を守りたいから退避を認めてもらいたいと懇願するのみであったようだ。それでは、住民のことや大規模な国土汚染の予測を視野に入れて責任ある決断をしなければならない政治家たちが納得する論理にはならない。結果的には、運転員たちの現場退避は15日の1日間のみで、その後僥倖によって2号機の圧力低下が起こり、破局は避けられた。

その後の論争では、運転員が原発の過酷事故回避操作を放棄して退避するのは無責任だという説と、運転員に対して命をかけて働くという労働契約を求めることは人道上許せないという説とが激しく争っている。

しかし、過酷事故対策を2013年施行の新規制基準の規制項目に加えた途端に、労働者が過酷事故時にも働く特別公務員と同じ労働契約を結ばなければ対処できないということと、避難条件も原子力規制委員会が一元的に審査しなければならないことが明瞭に認識されてきた。実際、アメリカではそのような備えを行っている。日本では、原子力規制委員会をはじめ、関係機関がすべて、この問題に頬被りを決め込んでいる。

政府当局が頬被りを決め込んでいるのは、火中の栗を拾うことをどの部署も避けようとしている結果だと思うが、筆者は、平和な社会で、他の発電手段が十分あるのに、命をかけるような手段を用いることは停止すべきだと思う。

7. まとめ

前号で、原発が規制の枠内に収まらない規模の危険性を内包していることを論じた⁶。ここでは、原発を管理運用する組織と経営者が、当事者意識を持たずに、他人事のように行動していることを述べた。そして、運転員たちも、住民の避難に付き添う人たちも、殿軍を務める体制になっておらず、そのような意識も持っていないことを論じた⁷。

原発は危険性が大きいからこそしっかりした対策が必要なのに、危険性が大きいからこそ誰も責任を取らず、逃げてしまう組織構成になっている。

そして筆者は、他の手段があるのに、健全な社会規範を破ってまで原発を動かす必要はないと考える。

⁶ 「箱庭の中の原発規制」『筒井新聞』第361号（1）

⁷ 「殿軍のいない防災避難計画」『筒井新聞』第345号（1）